

新型コロナウイルス感染症対策におけるふれあい看護の規定・手順

1. 受け入れ条件

- 1) 体調不良がなく、感染対策がしっかりとれていること
- 2) 保護者が、下記内容の制約を対象者に行い、保証している者
 - ・体験開始1週間前より、体調管理をしっかりとっている者
 - ・日頃より感染対策（マスクの着用・手指衛生等）に努めている者

2. 体験時の手順

- 1) ふれあい看護体験決定時より、受け入れ条件を厳守する
- 2) 体験開始日より所定の用紙に沿って症状チェックを自宅で行い、問題ない場合にのみ来院する
 - ※問題が発生した場合は来院せず、まずは病院に電話連絡を行う
- 3) 体験日は症状チェックに沿って実習担当者にチェックをしてもらう

3. 体験中の行動について

- 1) 感染対策（マスクの着用・手指衛生等）を徹底する

4. 体験中止または中断を判断する状況について

- 1) 学生が新型コロナウイルス等感染症を発症した場合
- 2) 学生が新型コロナウイルス等感染症の濃厚接触者となった場合
- 3) 体験施設で新型コロナウイルス等感染症患者在発生した場合
- 4) その他新型コロナウイルス等感染の危険性が高いと判断された場合

5. 体験後の報告について

- 1) 体験終了後3日以内に新型コロナウイルス等感染症を発症した場合、すみやかに病院担当者へ報告する

2025.5月 洲本伊月病院 感染対策委員会